平成２９年（フ）第９４４４号
東京都新宿区高田馬場１丁目１―13―406
破産者　関根ゆかり
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５２号
東京都世田谷区祖師谷３丁目38―４
破産者　小塚　芳夫
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３４号
東京都北区赤羽北２丁目14―１―101
破産者　益子　　清
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１７号
千葉県柏市末広町11番19号　メゾン原２Ｆ
破産者　鈴木　克典
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８３６号
大阪市西区新町２丁目３番８号
破産者　株式会社クリッパー
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
香川県坂出市江尻町1092番地１
破産者　株式会社オカヤマ
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８０号
北海道小樽市手宮１丁目１番２号
破産者　丸中中野水産株式会社
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２７６号
岩手県岩手郡雫石町御明神中村15番地６
破産者　有限会社マツダ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４号
千葉県船橋市薬円台１丁目19番６号　薬円台壱番館Ｂ―302号、破産手続開始決定時の住所千葉県佐倉市西ユーカリが丘４丁目20番地12
破産者　堀江　勇太
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２号
奈良県橿原市山之坊町434番地の11
破産者　大堀　禎子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２２５号
札幌市白石区米里３条１丁目10番１号　ファミール米里203号
破産者　松久　直彦
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
岩手県二戸市安比字堰代１番地２
破産者　戸澤　重夫
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１１３５号
さいたま市岩槻区大字岩槻6614番地１　レオパレスジュンハイム108、旧住所さいたま市岩槻区城南３丁目２番24号　202
破産者　八崎正太朗
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７６９号
名古屋市千種区穂波町３丁目42番地ブラン・ミュール303号室、開始決定時名古屋市中区門前町１―60―810号室
破産者　砂本　昇治
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２９号
大阪府富田林市高辺台１丁目16番12号、開始決定時大阪府富田林市高辺台２丁目５番13号
破産者　藤本　英助
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０号
兵庫県姫路市的形町的形820番地16
破産者　井藤　　薫
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９９号
島根県安来市飯梨町123番地
破産者　濵田　一則
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９９号
広島市佐伯区湯来町大字白砂2186番地
破産者　サインプロダクト　プロトこと　関森　雄二
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月